

OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業 業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 趣 旨

本要領は、「OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業業務」を委託する業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業業務

(2) 業務内容

別添「OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(4) 提案上限額

6,800千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

3 採択事業者

1社

4 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。

- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

6 スケジュール

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和8年6月30日(火) 17:00まで【必着】
- イ 提出場所 下記「12」のとおり
- ウ 提出書類 別紙様式2
- エ 提出方法 メール
※担当者にメール到達確認すること。
- オ 回 答 令和8年7月3日(金) ※予定
※質問への回答は、質問者全てに行う。

(2) 参加意向確認書の提出

- ア 提出期限 令和8年7月7日(金) 17:00まで【必着】
- イ 提出場所 下記「12」のとおり
- ウ 提出書類 別紙様式1
- エ 提出方法 メール
※担当者にメール到達確認をすること。

(3) 企画提案書及び会社概要等の提出

- ア 提出期限 令和8年7月17日(金) 17:00まで【必着】
- イ 提出場所 下記「12」のとおり
- ウ 提出書類 下記「7」のとおり
- エ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)
- オ 提出方法 郵送または持参
※郵送の場合は、簡易書留など送信記録が確認できる方法によること。

(4) 審査

審査は、OTAを活用したレンタカー割引キャンペーン事業業務委託審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

(5) 結果の通知

- 令和8年7月24日(金)(予定)
- ※選定結果を提案者全員に対し、文書(メール)により通知する。

7 企画提案書等の作成方法等

(1) 作成方法

- ・様式、版：様式自由、A4版

会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可。

- ・業務の目的等に留意し、下記の企画提案書等を提出すること。

区 分	内 容
ア 表 紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	1 総 論 (1) 企画提案趣旨 (2) 業務実施体制 (3) 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制 (4) 実施スケジュール (5) 類似業務の実績
	2 各 論 (1) 割引キャンペーン ○対象者の条件、割引額、周知期間や予約開始時期等の キャンペーン内容 (2) 特集ページの作成 ○特集ページレイアウト ○掲載する項目、県内観光地 (3) プロモーションの実施 ○ターゲット層 ○プロモーション実施媒体、実施内容 (4) 業務実施状況の報告 ○収集するデータの項目や報告書のとりまとめイメージ (5) その他 ○本仕様に関わらず、事業の目的実現に向け、より効果 が見込まれる手法等があれば提案すること。
ウ 会社概要	○所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。
エ 協力業者概要	○本業務における協力業者は、「協力業者の概要」（別記様式3）を用いて作成すること（協力者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）。
オ 参考見積書	○当業務に係る所要経費を全て見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。 ○見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。

8 審査の方法

書類審査とする。

審査項目および審査基準は下記のとおり。

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務実施体制	15	<ul style="list-style-type: none">○業務遂行能力があるか。○本業務にふさわしい業務実施体制を確立しているか。○県観光連盟からの指示や緊急時に的確に対応できるか。○実施スケジュールは適切か。○類似業務の実績はあるか。
2 各論		
(1) 割引キャンペーン	20	<ul style="list-style-type: none">○割引額は適切か。○対象者が県内で観光周遊を目的に宿泊する観光客となるような条件設定がなされているか。○キャンペーンの周知期間や予約開始時期は適切か。
(2) 特集ページの作成	20	<ul style="list-style-type: none">○山口DCの特別なキャンペーンであることがわかりやすく明示され、閲覧者に訴求しやすい内容となっているか。○掲載される山口DCにちなんだ県内の観光地等は適切か。○割引キャンペーンの内容がわかりやすく明示され、予約まで容易に行えるサイト構造になっているか。
(3) プロモーションの実施	20	<ul style="list-style-type: none">○プロモーションは、提案者の特色を活かした媒体で実施されるか。○ターゲットは適切に設定されているか。○プロモーションの内容は、特集ページへのアクセスおよび予約を促進する効果的なものとなっているか。
(5) 業務実施状況の報告	10	<ul style="list-style-type: none">○報告するデータは適切か。○収集したデータや分析結果を取りまとめ、内容を理解しやすく整理されたものが提出できるか。
(6) その他	10	<ul style="list-style-type: none">○本仕様に関わらず、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法等の提案はあるか。
3 参考見積り	5	<ul style="list-style-type: none">○提案内容に応じた所要額が適切に見積もられているか。
合計	100	

9 留意事項

(1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 企画提案は、1事業者につき1提案とする。

- (3) 提出された提案書類等については返却しない。
- (4) 提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (5) 応募者が1事業者の場合でも、審査は行う。
- (6) 採用された提案については、協議の上、内容を変更する場合がある。

10 委託契約について

委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。

委託契約にあたっては、提案内容を基に両社協議の上、最終の仕様を決定する。

11 実施内容の変更等

本事業は、やむを得ない理由があるときは、実施内容を変更または中止することがある。

12 連絡先・各書類の提出先

一般社団法人 山口県観光連盟

(山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室内)

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 担当 武安 行

TEL : 083-933-3170 MAIL : kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp